

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年12月27日（水）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和5年11月16日から令和5年12月27日まで

##### （2）現地調査箇所

富山外国語専門学校、公文書館、ガラス美術館、環境センター

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

企画管理部

- ・企画調整課
- ・文書法務課
- ・秘書課
- ・富山外国語専門学校
- ・公文書館
- ・ガラス美術館

環境部

- ・環境センター

##### （2）対象期間

令和4年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

##### (1) 企画管理部 企画調整課

- ア 領収した現金（コピー代）について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 補助職印（部長印）及び契印について、備品台帳が作成されていなかったのので、改善を図られたい。

##### (2) 企画管理部 文書法務課

- ア 月額と定められた附属機関（公平委員会）の委員報酬について、その月の26日に支給していないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 実査の結果、公印の実際の数量が備品台帳及び物品現在高調書の数量と異なっていたので、改善を図られたい。

##### (3) 企画管理部 秘書課

- ア 休日給について、月の合計の記載誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

##### (4) 企画管理部 富山外国語専門学校

- ア 領収した現金（入学考査料）について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 年額と定められた非常勤特別職の職員（学校医）の報酬について、3月31日に支給していなかったのので、改善を図られたい。
- ウ 備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(5) 企画管理部 公文書館

ア 現金収納のない日において、現金出納業務終了後に現金の確認をせず金銭管理簿を作成していたので、改善を図られたい。

(6) 企画管理部 ガラス美術館

ア 領収した現金（ワークショップ参加費）について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 勤務時間が6時間を超え8時間以内の勤務について、45分の休憩時間を取得していたが、超過勤務命令簿に休憩時間を記載しなかったことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(7) 環境部 環境センター

ア 普通財産の貸付けに係る市有財産貸付料について、歳入科目を財産貸付収入とすべきところ、その他の雑入としていたので、改善を図られたい。

イ 美化推進巡視員活動補助金における概算払の精算について、令和4年度は金額の確定後に精算決定書が作成されておらず、令和5年度は額の確定前に財務会計システムから精算決定書を起票し、決裁を受けていたので、改善を図られたい。

ウ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 超過勤務をした場合、1日当たり7時間45分に達するまでの勤務について割増率は100/100、それを超えた場合は125/100とすべきところ、正規の勤務時間を超えた時間を全て100/100としたことにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 勤務を割り振られた日以外の日勤務した場合、報酬の割増率は135/100とすべきところ、100/100としたことにより過小支給となっているものが複数あつた。

エ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、125/100欄としたことにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 週休日に行った勤務について、午後10時から午前5時までの勤務については超過勤務手当160/100欄に記載すべきところ、150/100欄としたことにより、過小支給となっているものがあつた。

オ 週休日に行った勤務について、勤務2回分をあわせて1日の週休日として割り振り変更しているものが見受けられたので、改善を図られたい。